

株 主 各 位

大阪市中央区内本町一丁目1番4号

株式会社 藤商事

代表取締役社長 松 元 邦 夫

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時50分までに到着するようお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成19年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階 「SYUN 一旬ー」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第42期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業
報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社では、定款第16条の定めにより、代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujimaruken.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費には弱さがみられるものの、企業部門の収益改善などにより、景気は緩やかながらも回復基調を維持いたしました。

パチンコホール業界では、平成17年度のパチンコ参加人口が過去10年間で最も低い1,710万人（（財）社会経済生産性本部「レジャー白書」）となり、ファンのニーズに対応した遊技機の導入やイベントの開催など、他店舗との差別化、集客力の強化が求められております。

遊技機業界におきましては、著名キャラクターを起用したタイアップ機種が多数市場に投入されております。その中で、キャラクターの持つ魅力だけに依存することなく、様々なゲーム性を持った遊技機や、長年にわたり実績あるタイトルのシリーズ機種など、高い集客力が見込まれる遊技機についてのみ、パチンコホール様に受け入れられる状況となっております。

また、パチンコ遊技機におきましては、比較的射幸性の高いスペックのほか、大当たり確率が高く、手軽に遊べるタイプへのニーズも高まり、遊技機環境も多様化の動きが見られます。

一方、パチスロ遊技機では、各社から新規則対応機が発売されておりますが、旧規則対応機との入替が本格化する時期は、撤去期限が到来する本年6月以降にずれ込む見通しとなりました。

このような状況のもと当社は、著作権力を最大限に活かしたゲーム性豊かで、多様なスペックを持つ機種開発と営業力のさらなる強化に努めてまいりました。しかしながら、当事業年度の業績につきましては、第3四半期までは順調に推移したものの、第4四半期に発売いたしましたパチンコ遊技機「CRリング」につきまして、業界初の本格的なホラー系著作権として

話題を集めました。が、想定した販売計画が未達成となったことや、パチスロ遊技機の販売不振により、販売台数の減少を余儀なくされました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高394億4百万円（対前期比2.6%減）、営業利益70億71百万円（同15.9%減）、経常利益71億48百万円（同16.4%減）、当期純利益43億2百万円（同22.8%減）となりました。

事業の部門別の状況は次のとおりであります。

（パチンコ遊技機事業）

パチンコ遊技機事業におきましては、上半期は松平 健氏とのタイアップ機種「CRマツケンサンバⅡ」、当社サンダーバードシリーズ第3弾「CRサンダーバードⅢ」、特に女性客を意識した「CRピンクパンサーⅡ」などを発売いたしました。

下半期には、当社遊技機の代表的シリーズの2作目であります「CR暴れん坊将軍2」、昔ながらのチューリップを主体とした遊べる遊技機「CRあま10」、杉良太郎氏主演の時代劇タイアップ機種「CR大江戸捜査網」、サンダーバードシリーズのいわゆるあまデジスペック「CRAサンダーバードⅢW」、業界初となる本格的なホラー系版權として話題を集めました「CRリング」、そして、当社初の羽根物機種であります「CRAサンダーバードウイング」などを発売いたしました。

以上の結果、販売台数は180千台（対前期比3.0%減）、売上高は383億87百万円（同5.0%減）となりました。

（パチスロ遊技機事業）

パチスロ遊技機事業におきましては、上半期に当社初の新規則対応機「サンダーバードネオXX」、下半期には「パチスロ暴れん坊将軍」を発売し、販売台数は3千台、売上高は10億17百万円（前期は30百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、32億44百万円となりました。

パチンコ遊技機事業では、新規金型の取得（8億99百万円）、東京支店の建設資金（1億98百万円）、開発設備の取得（1億20百万円）などがあります。

パチスロ遊技機事業では、東京開発事業所の新設資金（11億86百万円）、新規金型の取得（2億44百万円）、開発設備の取得（1億26百万円）などがあります。

なお、これらの所要資金につきましては、自己資金および増資資金で充ていたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度におきまして、ジャスダック証券取引所への上場の際に、平成19年2月8日を払込期日とする公募増資により59億22百万円および平成19年3月13日を払込期日とする第三者割当増資（割当先：大和証券エスエムビーシー株式会社）5億27百万円を行い、総額で64億49百万円の資金調達を行いました。

なお、調達資金につきましては、全額を設備投資資金および研究開発資金に充当する予定であります。

区 分	発行株式数	調 達 金 額	払 込 期 日
公 募 増 資	35,000株	5,922,000千円	平成19年2月8日
第三者割当増資	3,119株	527,734千円	平成19年3月13日
合 計	38,119株	6,449,734千円	—

(注) 第三者割当増資は、平成19年2月8日のオーバーアロットメントによる売出しに係るものであります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第39期 (平成16年3月期)	第40期 (平成17年3月期)	第41期 (平成18年3月期)	第42期 (当事業年度) (平成19年3月期)
売上高 (千円)	46,991,517	34,095,097	40,447,964	39,404,689
経常利益 (千円)	7,753,261	3,220,238	8,554,241	7,148,339
当期純利益または 当期純損失(△) (千円)	5,249,211	△215,460	5,572,982	4,302,497
1株当たり当期純利益 または1株当たり 当期純損失(△) (円)	46,542.39	△2,024.66	50,283.52	19,382.02
総資産 (千円)	43,884,468	32,407,467	41,875,874	44,571,379
純資産 (千円)	22,768,269	21,787,423	27,802,953	37,472,011
1株当たり純資産額 (円)	211,602.07	204,734.38	254,413.04	146,975.00

(注) 1. 第42期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 平成18年11月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると次のとおりとなります。

区 分	第39期 (平成16年3月期)	第40期 (平成17年3月期)	第41期 (平成18年3月期)
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	23,271.08	△1,012.33	25,141.76
1株当たり純資産額 (円)	105,801.03	102,367.19	127,206.52

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社におきまして、重要な子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

パチンコホール業界におきましては、店舗間の競争が一層厳しくなるなかで、中・小規模店舗数の減少に歯止めがかからない状況にあるなど、ホール経営は予断を許さない状況となっております。

メーカーサイドに視点を移しますと、パチンコファンのニーズや嗜好を的確に捉えたメーカーと遅れをとったメーカーとの間に、一段と格差が広がっております。

今後、当社が上位メーカーグループを目指していくうえで、著作権（キャラクター）に依存するだけでは、ファンの心を掴むことは難しく、ゲーム性など総合的にバランスのとれた新機種をスピーディーに市場投入していくことが重要と考えております。

また、本年6月から本格化することとなる、パチスロ遊技機の新規則対応機への入替に伴い、各メーカーが同じスタートラインに立つことになり、パチスロ遊技機業界での優劣も大きく変化する可能性があります。特に、上半期の入替需要に対応すべく、魅力的な新機種の投入が、今後のパチスロ遊技機事業の成長の鍵となります。

以上の状況から、当事業年度は「安定した企業基盤づくり」を基本方針として、以下の4項目を重要課題といたします。

①業績管理体制の整備

株式の公開に伴い当社では、事業計画を確実に達成することが重要な責務であり、各部門における目標管理の強化が必要であると考えております。

開発部門につきましては、協力会社も含んだ組織の見直しや管理体制の強化により、開発期間のさらなる短縮化と商品力の底上げおよび機械供給数の確保を図ってまいります。

製造部門につきましては、パチンコ遊技機の新枠導入に伴う製造ラインの移行をスムーズに実現し、新枠機種の販売活動を最大限にバックアップしてまいります。また、原価の面でも部品共通化のさらなる推進と部品を回収・再利用するリユースシステムにより、利益率の向上を図ってまいります。

営業部門につきましては、全国19拠点の販売網をフル活用し、各パチンコホール様の営業形態や地域特性等に対応した、きめ細かな提案営業を通じて顧客満足度の向上を図り、機種ごとの販売計画台数の必達を目指して

まいります。

②パチスロ事業体制の強化・確立

本年6月以降本格化することとなった新規則対応機の入替需要は、当社にとって大きなビジネスチャンスとして捉えております。

新規則対応のパチスロ遊技機は、これまでの射幸性をセールスポイントとした開発から、キャラクターの起用と映像表現などを駆使したゲーム性に開発の重点を変化させております。

当社が創業以来、じゃん球・アレンジボール・パチンコ遊技機の開発により蓄積した経験とノウハウを活かし、パチスロ遊技機をコンスタントに市場に投入していくことにより、当社のパチスロブランドの認知度向上と販売シェアの拡大を図ってまいります。

③生産・供給体制の強化

生産体制につきましては、平成21年3月期に竣工予定の新工場増設計画により、パチンコ日産5,000台・パチスロ日産1,000台ラインの構築を計画しております。

その前段階として、平成20年3月期にはパチンコ新枠ラインの新設と日産4,000台が可能な生産体制の構築を計画しております。パチンコホール様からのご要望にお応えできますよう、販売機会を逃すことなく、「必要な時に、必要な台数を」提供できる生産体制を構築してまいります。

④人材の強化・育成

「企業は人を育てる器」という思想に基づき、部署間における活発なコミュニケーションの促進による風通しの良い組織の維持を図り、社員教育体系の構築や、継続的な教育活動によるモラル・コンプライアンス意識の育成、CSR（企業の社会的責任）の観点に基づいた社会貢献活動を含め、公開企業にふさわしい人材づくりを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社は、パチンコ遊技機、パチスロ遊技機の開発、製造、販売を主な事業としております。

(6) 本社及び事業所（平成19年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大阪府大阪市中央区
名古屋事業所 (名古屋工場および第一開発部)	愛知県一宮市
東京開発事業所 (第二開発部)	東京都千代田区
東 京 支 店	東京都台東区
大 阪 支 店	大阪府大阪市浪速区
札 幌 営 業 所	北海道札幌市東区
青 森 営 業 所	青森県青森市
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市若林区
千 葉 営 業 所	千葉県千葉市中央区
埼 玉 営 業 所	埼玉県さいたま市大宮区
横 浜 営 業 所	神奈川県横浜市中区
八 王 子 営 業 所	東京都八王子市
静 岡 営 業 所	静岡県静岡市駿河区
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中村区
金 沢 営 業 所	石川県金沢市
京 都 営 業 所	京都府京都市伏見区
神 戸 営 業 所	兵庫県神戸市中央区
広 島 営 業 所	広島県広島市東区
高 松 営 業 所	香川県高松市
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市博多区
熊 本 営 業 所	熊本県熊本市
鹿 児 島 営 業 所	鹿児島県鹿児島市

(注) 高松営業所は、当事業年度に新設した事業所であります。

(7) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
358名	46名増	34.3歳	6.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（嘱託社員を含んでおります。）であります。
2. 使用人数が46名増加したのは、主に業容拡大に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成19年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 800,000株

(2) 発行済株式の総数 254,955株

(注) 当事業年度中における増加

- 平成18年11月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数は108,418株増加しております。
- 平成19年2月8日を払込期日とする公募増資により35,000株増加しております。
- 平成19年3月13日を払込期日とする第三者割当増資により3,119株増加しております。

(3) 株主数 9,758名

(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
松元邦夫	95,560株	37.48%
松元正夫	65,626株	25.74%

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成19年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当または他の法人等の代表状況等
松 元 邦 夫	代表取締役社長	
松 元 正 夫	取締役副社長	
井 上 孝 司	専務取締役	
永 田 和 政	常務取締役	営業本部本部長
松 元 恵 子	取締役	内部監査室担当
辻 田 隆	取締役	開発製造本部本部長
坪 本 浩 一 郎	取締役	公認会計士
近 藤 邦 博	常勤監査役	
堀 弘 二	監査役	弁護士
川 添 嗣 夫	監査役	税理士

- (注) 1. 取締役 坪本浩一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 堀 弘二氏および監査役 川添嗣夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 川添嗣夫氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 執行役員 の 状況
常務取締役 永田和政および取締役 辻田 隆は上席執行役員を兼務しております。

なお、上記以外の執行役員は次のとおりであります。

上席執行役員	桜井健一	管理本部本部長
執行役員	市川雅和	開発製造本部副本部長
執行役員	山佳孝典	開発製造本部副本部長
執行役員	渡辺勝治	営業本部副本部長
執行役員	羽山敏隆	開発製造本部副本部長
執行役員	米田勝己	営業本部副本部長

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 （うち社外取締役）	7名 (1)	488,758千円 (4,650)
監 （うち社外監査役）	3 (2)	22,940 (9,300)
合 計	10	511,698

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第41回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第41回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
 4. 支給額には、以下のものも含まれております。

平成19年6月28日開催予定の第42回定時株主総会において付議いたします役員賞与

取 締 役 7名 155,300千円 （うち社外取締役 1名 600千円）
 監 査 役 3名 4,700千円 （うち社外監査役 2名 1,200千円）

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	坪 本 浩 一 郎	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに出席し、議案審議など必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	堀 弘 二	当事業年度開催の取締役会21回のうち18回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会21回のうち18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	川 添 嗣 夫	当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会21回のうち20回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 12百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は法令遵守および倫理尊重（以下「コンプライアンス」）が、企業が存立を継続するために必要不可欠であるということ認識するとともに、職務執行上の最重要課題であると位置付け、企業理念に基づく「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を、継続的に啓蒙し、すべての役職員がこれを遵守することを求める。
- ② コンプライアンスに関する総括責任者を管理本部長とし、管理部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

- ③ 当社は、担当取締役のもと内部監査室を設置し、内部監査室が定期的
に実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款および社内諸
規定に準拠して適正・妥当かつ合理的なものであるかどうか、また会
社の制度・組織・諸規定が適正かつ妥当であるかを調査・検証するも
のとし、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。
- ④ コンプライアンス上、疑義ある行為などコンプライアンスに関する相
談・通報窓口を社内外に複数（社外弁護士を含む）設置し、内部通報
制度を運営するものとする。
- ⑤ 取締役会は、コンプライアンス体制の点検を適時実施し、適正な維持
に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規定」・「情報管理
規定」等に基づき、その保存媒体等に応じて適切・確実に、かつ検索および
閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する総括責任者を管理本部長とし、各部門においては、
予見されるリスクの識別と分析を行い、部門ごとのリスク管理体制を
明確化し、管理部が全社的なリスクを統括管理する。
- ② 監査役および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結
果を代表取締役および取締役会に報告する。
- ③ 不測の事態が発生した場合、「緊急事態対策規定」に基づき、迅速かつ
適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の
基礎として、定例取締役会を原則として月2回開催するほか、必要に
応じ、随時にこれを開催するものとする。
- ② 取締役会は、年次経営計画および中期経営計画を策定し、当社が達成
すべき目標を明確化し、各担当取締役より各部門の業務目標に対する
進捗状況を定期的に取締役会で報告させ、目標達成のための対応を随
時検討・実施する。

(5) **当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、関係会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規定」に基づき、主要な関係会社について、定期的な事業内容の報告および監査の実施などを含む適切な経営管理を行うとともに、当社と共通認識をもったコンプライアンス体制の構築を図る。

(6) **監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(7) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役は、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役から業務執行状況の報告を受ける。
- ② 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査役に報告する。
- ③ 監査役は、重要な稟議書および報告書等について、閲覧し、必要に応じて内容の説明を受ける。

(8) **監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を十分に認識し、円滑で効率的な監査役監査を実現するための環境整備を行う。
- ② 代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
- ③ 監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質および効率を高めるため緊密な連携を図る。

- ④ 内部監査部門である内部監査室ほか法令等遵守を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
- ⑤ 監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部有識者を任用することができる。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	32,087,003	流動負債	6,035,769
現金及び預金	22,845,881	買掛金	3,451,821
受取手形	3,038,336	未払金	802,133
売掛金	3,293,106	未払費用	128,955
製品	18,948	未払法人税等	1,063,390
原材料・貯蔵品	1,762,853	未払消費税等	52,513
繰延税金資産	269,128	賞与引当金	298,411
その他	878,849	役員賞与引当金	160,000
貸倒引当金	△20,100	その他	78,545
固定資産	12,484,376	固定負債	1,063,598
有形固定資産	9,239,041	退職給付引当金	369,852
建築物	2,650,803	役員退職慰労引当金	636,884
構築物	29,539	その他	56,862
機械及び装置	554,193	負債合計	7,099,368
車両運搬具	77,794	【純資産の部】	
工具器具備品	1,509,722	株主資本	37,381,099
土地	4,363,332	資本金	3,281,076
建設仮勘定	53,655	資本剰余金	3,258,458
無形固定資産	242,621	資本準備金	3,228,458
ソフトウェア	236,953	その他資本剰余金	30,000
その他	5,668	利益剰余金	30,841,565
投資その他の資産	3,002,713	利益準備金	14,950
投資有価証券	318,551	その他利益剰余金	30,826,615
関係会社株式	14,200	特別償却積立金	483
出資金	18,960	固定資産圧縮積立金	6,268
長期前払費用	2,047,230	別途積立金	24,000,000
繰延税金資産	341,930	繰越利益剰余金	6,819,863
その他	311,152	評価・換算差額等	90,911
貸倒引当金	△49,311	その他有価証券評価差額金	90,911
資産合計	44,571,379	純資産合計	37,472,011
		負債・純資産合計	44,571,379

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		39,404,689
売 上 原 価		20,832,587
売 上 総 利 益		18,572,101
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,500,169
営 業 利 益		7,071,931
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,672	
受 取 配 当 金	7,033	
貸 貸 収 入	92,748	
そ の 他	35,263	136,717
営 業 外 費 用		
貸 貸 収 入 原 価	22,452	
株 式 交 付 費	37,527	
そ の 他	329	60,309
経 常 利 益		7,148,339
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,516	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	57,612	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32,223	94,352
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,439	
固 定 資 産 除 却 損	99,837	102,277
税 引 前 当 期 純 利 益		7,140,414
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,554,104	
法 人 税 等 調 整 額	283,812	2,837,917
当 期 純 利 益		4,302,497

株主資本等変動計算書

（平成18年4月1日から）
（平成19年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 剰 余 資 金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金			
						特別償却積立金	固定資産圧縮積立金	別積立金	途金
平成18年3月31日 残高	56,209	3,591	30,000	33,591	14,950	1,977	6,268	21,000,000	
事業年度中の変動額									
新株の発行	3,224,867	3,224,867		3,224,867					
特別償却積立金の取崩し(注)						△747			
特別償却積立金の取崩し						△747			
別途積立金の横立て(注)								3,000,000	
剰余金の配当(注)									
役員賞与(注)									
当期純利益									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	3,224,867	3,224,867	-	3,224,867	-	△1,494	-	3,000,000	
平成19年3月31日 残高	3,281,076	3,228,458	30,000	3,258,458	14,950	483	6,268	24,000,000	

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日 残高	6,603,215	27,626,411	27,716,211	86,741	86,741	27,802,953
事業年度中の変動額						
新株の発行			6,449,734			6,449,734
特別償却積立金の取崩し(注)	747	-	-			-
特別償却積立金の取崩し	747	-	-			-
別途積立金の横立て(注)	△3,000,000	-	-			-
剰余金の配当(注)	△867,344	△867,344	△867,344			△867,344
役員賞与(注)	△220,000	△220,000	△220,000			△220,000
当期純利益	4,302,497	4,302,497	4,302,497			4,302,497
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				4,169	4,169	4,169
事業年度中の変動額合計	216,647	3,215,153	9,664,888	4,169	4,169	9,669,057
平成19年3月31日 残高	6,819,863	30,841,565	37,381,099	90,911	90,911	37,472,011

(注) 平成18年6月27日の定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

①製品・原材料…………… 移動平均法による原価法

②貯蔵品…………… 先入先出法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13年～47年
機械及び装置	4年～15年
工具器具備品	2年～20年

(2) 無形固定資産…………… 定額法

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金…………… 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異は、発生の翌事業年度で一括費用処理することとしております。
- (5) 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費…………… 支出時に全額費用処理しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7. 会計処理方法の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は、37,472,011千円であります。

(役員賞与に関する会計基準)

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。この結果、従来の方法によった場合と比べて、販売費及び一般管理費が160,000千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

8. 追加情報

(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法)

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始される事業年度より外形標準課税制度が導入されております。当社は当事業年度に資本金が1億円を超過したことに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成16年2月13日 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割および資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、販売費及び一般管理費が55,416千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が同額減少しております。

貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,135,166千円
- (3) 保証債務残高 119,114千円
- (4) 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 150,005千円
短期金銭債務 712千円
- (5) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、当事業年度末残高に含まれております。
受取手形 938,435千円

損益計算書に関する注記

- (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 関係会社との取引高
①営業取引による取引高の総額 456,538千円
②営業取引以外の取引による取引高の総額 4,905千円

株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	108,418株	146,537株	一株	254,955株

(注) 発行済株式の総数は、以下の事項により増加しております。

- ①平成18年11月1日付で株式1株につき2株の株式分割をしております。

②平成19年2月8日を払込期日とする、公募増資35,000株を実施しております。

③平成19年3月13日を払込期日とする、第三者割当増資3,119株を実施しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

平成18年6月27日開催の第41回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	867,344千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	8,000円
・基準日	平成18年3月31日
・効力発生日	平成18年6月28日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成19年6月28日開催予定の第42回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	1,019,820千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	4,000円
・基準日	平成19年3月31日
・効力発生日	平成19年6月29日

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	48,935千円
たな卸資産評価損	75,767千円
賞与引当金	119,065千円
貸倒引当金	16,064千円
土地評価損	22,957千円
会員権評価損	23,143千円
減損損失	23,817千円
退職給付引当金	147,571千円
役員退職慰労引当金	254,116千円
その他	21,689千円
小計	753,128千円
評価性引当額	△70,037千円
合計	683,090千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△60,355千円
前払年金費用	△7,095千円
固定資産圧縮積立金	△4,253千円
特別償却積立金	△327千円
小計	△72,032千円
繰延税金資産の純額	611,058千円

(2) 税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

当事業年度中に増資により資本金が1億円を超過したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の41.2%から39.9%に変更されております。

この結果、流動資産に計上されている繰延税金資産が18,990千円、固定資産に計上されている繰延税金資産が9,232千円それぞれ減少し、当事業年度に計上した法人税等調整額が30,140千円、その他有価証券評価差額金が1,917千円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 当事業年度の末日における取得原価相当額	723,091千円
(2) 当事業年度の末日における減価償却累計額相当額	606,849千円
(3) 当事業年度の末日における未経過リース料相当額	
1年以内	94,216千円
1年超	43,471千円
(4) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項	
支払リース料	99,253千円
減価償却費相当額	80,838千円
支払利息相当額	8,942千円

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	146,975円00銭
(2) 1株当たり当期純利益	19,382円02銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月9日

株式会社藤商事

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	石 橋 正 紀 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	山 本 操 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社藤商事の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集・分析および監査の実効性を高めるための監査の環境の整備、会計監査人との緊密な連携に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて整備および運用状況について説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年5月11日

株 式 会 社 藤 商 事 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 近 藤 邦 博 ㊟

社 外 監 査 役 堀 弘 二 ㊟

社 外 監 査 役 川 添 嗣 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第42期の期末配当につきましては、継続した配当を基本方針としつつ、経営成績および配当性向等を総合的に勘案して実施することとしておりますが、当事業年度につきましては、株式上場記念配当を加え、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4,000円（普通配当3,500円 上場記念配当500円）とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,019,820,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,800,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社株式が平成19年2月9日をもってジャスダック証券取引所へ上場されたことに伴い、株式会社証券保管振替機構の証券保管振替制度において取扱われておりますので、現行定款第9条、第14条について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	第2章 株 式 (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿、 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ)</u> 、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ)</u> に対して提供したものとみなすことができる。</p>

第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名（うち社外取締役1名）および監査役3名に対し、当事業年度の業績およびその他諸般の事情を勘案して、役員賞与を総額160,000千円（取締役分155,300千円（うち社外取締役分600千円）、監査役分4,700千円）支給させていただきたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する支給金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議によることといたしたいと存じます。

以 上